

第3回 クリーニング師研修等事業 WG

平成22年11月19日

資料2

**クリーニング師研修等事業  
ワーキンググループ  
報告書（素案）**

## クリーニング師研修等事業ワーキンググループ 報告書（素案）

### 1. はじめに

クリーニング師等研修制度は、衣料素材の多様化や加工技術の複雑化、利用者ニーズの変化への対応など経営上の課題に対応するための知識及び技能の向上を目的に、昭和63年のクリーニング業法の一部改正により設けられたところである。

当該研修制度については、平成22年5月に行われた行政刷新会議ワーキンググループによる事業仕分けにおいて「廃止（国による研修義務付けの見直し）」という評価がなされたところである。

このため、クリーニング師研修等事業の在り方や研修内容等について検討を行うため、本年9月より、3回にわたり検討が行われ、今般、クリーニング師研修等事業の在り方をまとめたので報告する。

### 2. 現状

#### （1）クリーニング師について

① クリーニング師の免許は、都道府県知事がクリーニング師試験（試験科目：衛生法規・公衆衛生に関する知識、洗たく物の処理に関する知識及び技能）に合格した者に付与されている。

（参考） クリーニング師 免許件数：882件 （平成20年度内）  
従業クリーニング師数：57,707人 （平成20年末）

厚生労働省「衛生行政報告例」

② クリーニング師は、公衆衛生及び洗濯処理に関する専門知識等を有し、当該クリーニング所の衛生管理を行う上での実質的な責任者であり、施設、設備等の衛生管理、洗濯物の適正な処理、有機溶剤等の適正な使用管理等について常に指導的立場から関与することが期待されている。

③ 営業者は、クリーニング所（取次所を除く。）ごとに、一人以上のクリーニング師を置かなければならない。

④ クリーニング師は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事が厚生労働大臣の定める基準に従い指定したクリーニング師の資質の向上を図るために研修を受けなければならない。また、クリーニング師は、業務に従事した後一年以内に研修を受けるものとする。その後は、三年を超えない期間ごとに研修を受けるものとすることが、クリーニング業法第8条の2、クリーニング業法施行規則第10条の2に規定されている。

#### （参考）研修実施状況

研修受講者数：19,168（平成19～21年度の累計） → 受講率32.0%

厚生労働省「衛生行政報告例」、全国生活衛生営業指導センター調べ

## (2) 業務従事者について

① 営業者は、厚生労働省令で定めるところにより、その業務に従事する者に対し、都道府県知事が厚生労働大臣の定める基準に従い指定した当該業務に関する知識の修得及び技能の向上を図るための講習を受けさせなければならない。営業者は、クリーニング所の開設の日又は無店舗取次店の営業開始の日から一年以内に、当該クリーニング所又は無店舗取次店のクリーニング業務に関する衛生管理を行う者として、その従事者の中からその従事者の数に5分の1を乗じて得た数（その数が1に満たないときは1とする）の者を選び、その者に対し講習を受けさせるものとする。その後は、三年を超えない期間ごとに同様の方法で選んだ者に対し講習を受けせるものとすることが、クリーニング業法第8条の3、クリーニング業法施行規則第10条の3に規定されている。

② 業務は、クリーニング業務に関する衛生管理とクリーニング業法施行規則第10条の3に規定されている。

### （参考）講習実施状況

講習受講者数：14,843 （平成19～21年度の累計）

全国生活衛生営業指導センター調べ

## (3) クリーニング師研修、業務従事者講習について

① 研修、講習に関する科目、時間数は、「クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の指定について」（平成元年3月27日衛指第46号厚生省生活衛生局長通知）により、次の通り定められている。

科目	時間数
衛生法規及び公衆衛生 1 クリーニング業法の解説、2 衛生法規の概要 3 公衆衛生の概要、4 クリーニング業と公衆衛生	1時間以上
洗たく物の受取、保管及び引渡し 1 受取、保管及び引渡し、2 品質表示と取扱い 3 消費者への説明及び苦情	1時間以上
洗たく物の処理 1 ドライクリーニング、2 ランドリー、3 特殊クリーニング 4 溶剤と洗剤、5 洗たく物の消毒	1時間以上
繊維及び繊維製品 1 繊維の種類、2 繊維の鑑別、3 繊維製品の製法	1時間以上

② 必要に応じ、研修又は講習の修了後、受講者より、レポートを提出させ、研修又は講習の成果を確認することとなっている。

③ 受講料の上限額は、クリーニング師研修が 5,000 円、業務従事者講習が 4,500 円と「クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の実施について」(平成 13 年 3 月 30 日 健衛発第 33 号厚生労働省健康局生活衛生課長通知) により定められている。

④ 研修、講習の実施主体の選定方法・指定手続きは次の通りである。

○都道府県知事が指定した研修、講習

○研修等の主催者から研修等指定申請書を都道府県知事に提出し、申請を行う。

<第一型研修等指定申請書> ※第一型研修等：出席して受講する研修等

- (1) 研修等の主催者の名称及び所在地
- (2) 研修等の種類及び開催年月日
- (3) 第一型研修等の科目及び時間数
- (4) 第一型研修等の会場の名称及び所在地
- (5) 講師の氏名及び略歴
- (6) 受講予定人員
- (7) 受講料

を記載し、原則として年度ごとに申請

<第二型研修等指定申請書> ※第二型研修等：通信制の研修等

- (1) 第二型研修等の主催者の名称及び所在地
- (2) 研修等の種類
- (3) 受講申込手続き及び受付期間
- (4) 第二型研修等の科目及びレポートの課題
- (5) 受講対象者
- (6) 受講料

を記載し、原則として年度ごとに申請

○都道府県知事は、研修等の適正な運営を図るため、研修等の主催者を指導する。

○研修等が修了したときは、主催者において研修等実施状況報告書を作成し、都道府県知事に提出する。

○研修等の主催者は、民法第 34 条に規定する公益法人（※）であって研修及び講習を適正かつ確実に行うことができると認められるもの。

（※公益法人制度改革後においては、公益認定を受けた法人あるいは特例民法法人）

### 3. クリーニング師研修、業務従事者講習事業の在り方について

クリーニング業界においては、技術革新、消費者、経営環境、法規制等の環境変化が毎年のように発生している。また、国民生活センターに寄せられる消費生活相談情報は、1984 年の開始当初は 5 万件弱であったが、2000 年度には 50 万件を超え、2004 年度は 192 万件にまで増加し、2005 年度以降は、減少化傾向にあるが、毎年 90 万～100 万件程度の消費生活相談情報が寄せられており、消費者の意識も高度化しているところである。

クリーニング師は、衛生、技術など業を行うにあたって、総合的な知識を必要とされているため、

定期的な研修が必要ではないか。

さらに、クリーニング師が実質的な責任者であれば、1クリーニング所に複数のクリーニング師がいた場合、全員が研修を受ける必要があるのかどうか。

一方、業務従事者は、クリーニング業務に関する衛生管理を行うこととなっており、全ての業務従事者が一定の講習を受講する必要があると考える。しかし、現行の業務従事者講習に関して、5人に1人受講しなければならないことについては必ずしも合理的な理由がない。公衆衛生の知識を全員必要とするか、また、国の制度として位置付ける必要があるか議論が必要である。

取次所には、クリーニング師がいない場合もあるが、取次所でのトラブルも発生していることから、取次所において、最低1人は管理的な立場から定期的に講習を受ける仕組みとすることが適当ではないか。

利用者（消費者）の視点からの研修、講習、また、受講者であるクリーニング師、業務従事者本位の研修、講習が求められており、クリーニング業を含む生活衛生関係営業は国民に対して常に衛生的で安心できるサービスの提供、地域社会への貢献が求められている。クリーニング師、業務従事者及びクリーニング業界全体に求められているものを研修、講習で実施することが必要である。

#### 4. 論点について

クリーニング師研修及び業務従事者講習の現状を踏まえ、次の論点について検討を行い、その方向性を示した。

##### （1）研修、講習科目について

利用者（消費者）の視点からの研修、また、受講者であるクリーニング師本位の研修が求められており、クリーニング業を含む生活衛生関係営業は国民に対して常に衛生的で安心できるサービスの提供、地域社会への貢献が求められている。クリーニング師、業務従事者及びクリーニング業界全体に求められているものを研修、講習で実施することが必要である。

##### 内容の見直し

- ・カリキュラムに平成16年の法改正の内容（利用者の利益の擁護）、消費者行政、営業者の観点の追加
- ・時代に応じたテキスト、副教材の作成
- ・継続受講者は、新しい課題等を重点的に研修することとし、内容を少なくしてはどうか等

##### （2）研修、講習成果の確認

クリーニング師研修、業務従事者講習の修了証書を掲示する等、消費者に対する情報開示を行うのはどうか。

研修の修得具合を適切に評価する必要があるのではないか。

なお、修得具合を評価する方法として修了試験、論文作成、議論等が考えられるが、効果

的な方法としては、出席者による議論が考えられる。なお、研修、講習に議論を盛り込むにあたっては、効果的な議論を行うためには、講師の養成が必要となる。

#### (3) 研修、講習時間について

継続受講者は、新しい課題等を重点的に研修するとともに、講師の指導下でのレポートと意見交換を行い、実践的な内容としてはどうか。

なお、実施曜日、実施場所を多様化し、受講者に配慮した体制に努めるとともに、通信制の活用を図るのはどうか。

#### (4) 講師について

地域間又は講師の格差が生じていることが考えられることから、講師が使用するテキストの作成、講師が集まり意見交換を行うことにより講師の資質の向上を図ることも重要である。

- ・講習内容に応じて、講師を選任するとともに、講師相互の意見交換等により、講師の資質の向上、講師間の格差の解消に努めることとする。
- ・なお、DVDの活用など、統一的な教材の活用も考慮してはどうか。

#### (5) 研修、講習の実施機関、受講料について

現行制度は、厚生労働大臣が定める基準（講習の内容、時間等）により、都道府県が実施機関を指定する仕組みであり、妥当ではないか。

また、当該講習は、全て受講者からの負担に基づき実施していることから、今後とも受講者数に応じた適切な受講料とすることが必要である。

#### (6) 行政の指導監督の在り方について

事業者団体、保健所が改革の内容を踏まえ、受講促進の呼びかけを徹底してはどうか。

#### (7) その他について

研修受講者数の把握のために、統計の整備について検討してはどうか。

また、受講者の講習後の意見を集約し、継続的に講習の改善を図るようにしてはどうか。

### 5. おわりに

本ワーキンググループにおいては、行政刷新会議ワーキンググループによる事業仕分けにおける評価結果を受け、クリーニング師研修等事業の在り方や研修内容等について検討を行い、本報告書をとりまとめた。

今後、本報告書を踏まえ、クリーニング師研修、業務従事者講習制度のより一層の充実を図るため、必要に応じて専門的見地からの検討会を設けることなどにより、さらなる充実を図ることが望まれる。

## クリーニング師研修等事業ワーキンググループ構成員

青山 亨 全国クリーニング生活衛生同業組合連合会会長  
海老原忠男 東京都クリーニング生活衛生同業組合理事  
加藤 一良 (財)神奈川県生活衛生営業指導センター専務理事  
久保 忠直 埼玉県保健医療部生活衛生課長  
小宮山健彦 (財)全国生活衛生営業指導センター専務理事  
○芳賀 康浩 青山学院大学経営学部教授  
前野 春枝 (社)全国消費生活相談員協会参与

○：座長 50音順・敬称略

### 検討経緯

本ワーキンググループは、以下の通り合計●回開催され、クリーニング師研修等事業の在り方や研修内容等について検討を行った。

#### 第1回 平成22年10月15日

現行の仕組みと事業仕分けの経過、今後の議論の進め方について確認を行った。

#### 第2回 平成22年10月28日

関係者からのヒアリングを行い、論点の整理を行った。

#### 第3回 平成22年11月19日

クリーニング師研修等事業ワーキンググループ報告書（素案）について議論を行った。

#### 第4回 未定

クリーニング業を取り巻く環境の変遷

年	クリーニング師に関連する事項	業務従事者にも関連の深い事項
1988	オゾン層保護法制定	
	クリーニング師研修、業務従事者講習開始	
1989	テトラクロロエチレンが化審法の特定化学物質に指定	
	消費税スタート（3%）	○
1990		
1991	常用雇用者数30人以上の事業所数が初めて1000を超える	
	コインランドリー増加	
1992	1985～2007年で1世帯当たりの年間洗濯代最高	
1993	取次所数が増加し始める	○
1994		
1995	阪神淡路大震災	
1996	クリーニング業法改正（地位の承継規定の新設）	
	大気汚染防止法によるテトラクロロエチレンの規制	
1997	消費税5%に引き上げ	○
	クリーニング所総数が最高	
1998	取次所数が最高	○
	相談件数が減少し、5位以下に	○
1999	マシーン・リングシステム発表	
	クリーニング事故賠償基準改正	
2000	環衛法から名称改め生衛法改正、振興と老人福祉含まれる	
2001		
2002	コンビニでの取次	○
2003	土壤汚染対策法施行	
	重症急性呼吸器症候群（SARS）蔓延脅威	
2004	クリーニング業法改正（消費者の保護、無店舗取次業規制）	○
	形態安定加工シャツ	
2005	経営者60歳台以上の割合が5割超	
2006	国民生活センターから「クリーニングサービスのトラブル防止のために」発表	○
	道路交通法改正による駐車違反対策強化	○
2007	石油高騰	
2008	宅配クリーニング	○
2009	建築基準法に関する引火性溶剤問題	○
	消費者庁発足	

(参考)

## クリーニングに関する消費生活相談件数等

年度	相談件数	全体に占めるクリーニングの割合 (%)	商品等大分類別順位 (*1)	商品・役務別分類(商品キーワード別分類) 順位
1985	4,220	4.8	9	1
1986	7,581	5.7	7	1
1987	8,974	6	6	1
1988	9,627	6.8	6	1
1989	10,139	6.3	6	1
1990	10,276	6.3	6	1
1991	10,347	6.1	6	1
1992	9,616	5	7	2
1993	9,426	4.3	7	2
1994	8,957	3.8	10	2
1995	9,681	3.5	12	2
1996	11,094	3.3	14	4
1997	11,460	2.9	16	5
1998	11,184	2.7	16	5
1999	11,033	2.4	16	6
2000	11,429	2.1	16	9
2001	11,025	1.7	17	13
2002	11,281	1.3	17	16
2003	10,550	0.7	18	19
2004	10,434	0.5	19	21
2005	10,114	0.8	19	20
2006	9,531	0.9	19	17
2007	8,889	0.8	19	18
2008	8,441	0.9	20	14

(注) 資料の出所 : 消費生活年報 2010.3.1 全国指導センター作成

\*1 「商品等大分類」は、商品 10、役務 14、その他 1 の計 25 区分

\*2 「商品、役務別分類」は、上記大分類の内訳細分類

(参考)

主な相談内容分類ごとにみた消費生活相談件数ランキング

年度	順位	安全衛生 品質・機能 役務品質	価格・ 料金	表示・ 広告	取引 (販売方法、契約・解除 2006年以前)	接客 対応	ランキングの 表示
1988	1	1	5	4		1	上位10位まで
1989	1	1	7	5	8	1	"
1990	1	1	7	4	7	1	"
1991	1	1	7	8	8	1	"
1992	2	1		8	9	1	"
1993	2	1				1	"
1994	2	1				1	"
1995	2	1				1	"
1996	4	1				1	"
1997	5	1	22	26	19	1	上位27位まで
1998	5	1		23	19	1	"
1999	6	1		26	22	1	"
2000	9	1		25	20	1	"
2001	13	1		23	25	1	"
2002	16	1			27	2	"
2003	19	1				3	上位25位まで
2004	21	1				1	"
2005	20	1			24	1	"
2006	17	1			24	1	"
2007	18	1				2	"
2008	14	1			22	2	"

(注) 資料の出所：消費生活年報 2010.3.1 全国指導センター作成

数字は、「相談内容分類」ごとの当該年のランキング（位）